

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年八月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

路 線 名	川越入間線
供用開始の区間	狭山市大字南入曾字堂ノ前原五四〇 番一地先から同市大字南入曾字堂ノ 前原五七四番一六地先まで
供用開始の期日	令和六年八月十六日
備 考	令和六年八月十六日付け埼玉 県川越県土整備事務所長告示 第十六号で告示した道路予定 区域の供用開始である。 延長 八〇・三五メートル